

## 北陸地域飼料増産行動推進会議設置要領

### 第1 目的

「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等で示された目標や対応方針の達成に向けた取組を推進するためには、以下に掲げる主要なテーマごとに、今後の飼料増産行動の具体的な取組を明らかにし、関係者一丸となった取組を推進していく必要がある。

- ・国産粗飼料の生産・利用拡大
- ・放牧活用の推進
- ・飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用拡大
- ・エコフィードの生産・利用拡大

このため、北陸地域において、北陸地域飼料増産行動推進会議（以下、「会議」という。）を設置し、北陸農政局、管内各県、市町村、関係団体、生産者団体等が連携し「飼料増産運動」を展開するものとする。

### 第2 構成

別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

### 第3 活動

- (1) 全国飼料増産行動推進会議における取組方針の浸透
- (2) 管内各県における重点的な取組目標の設定
- (3) 取組目標等の点検・検証・進捗管理
- (4) 飼料増産を図るための普及啓発、情報の収集・分析・提供
- (5) その他飼料増産運動の推進に必要な取組

### 第4 運営

- (1) 本会議の会長は、北陸農政局生産部長とする。
- (2) この会議の事務局（庶務）は、北陸農政局生産部畜産課が行うものとする。

### 第5 会議の開催

会長は、必要に応じて、会議を開催するものとし、構成機関以外の者をオブザーバーとして招聘できるものとする。

### 附則

- 1 この要領は、平成18年 6月 2日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年 5月 11日に一部改正する。
- 3 この要領は、平成25年 6月 17日に一部改正する。
- 4 この要領は、平成26年 6月 16日に一部改正する。
- 5 この要領は、平成27年 7月 17日に一部改正する。
- 6 この要領は、平成30年10月 1日に一部改正する。
- 7 この要領は、令和 4年 7月 29日に一部改正する。
- 8 この要領は、令和 6年 6月 20日に一部改正する。
- 9 この要領は、令和 7年10月 29日に一部改正する。

**北陸地域飼料増產行動推進会議構成機関**

区分	構成機関名
新潟県	新潟県農林水産部農産園芸課 新潟県農林水産部経営普及課 新潟県農林水産部畜産課 新潟県農業総合研究所畜産研究センター 公益社団法人 新潟県畜産協会 新潟県農業会議 新潟県農業協同組合中央会農業振興部 全国農業協同組合連合会新潟県本部 新潟県酪農業協同組合連合会
富山县	富山県農林水産部農産食品課 富山県農林水産部農業技術課 富山県農林水産総合研究センター畜産研究所 公益社団法人 富山県畜産振興協会 富山県農業会議 富山県農業協同組合中央会農業対策部 全国農業協同組合連合会富山県本部
石川県	石川県農林水産部生産振興課 石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課 石川県農林総合研究センター畜産試験場 公益社団法人 石川県畜産協会 石川県農業会議 石川県農業協同組合中央会営農戦略室 全国農業協同組合連合会石川県本部 石川県酪農業協同組合
福井県	福井県農林水産部中山間農業・畜産課 福井県農林水産部流通販売課 福井県畜産試験場 一般社団法人 福井県畜産協会 福井県農業会議 福井県農業協同組合中央会農政生活部 福井県経済農業協同組合連合会
中央団体	全国農業協同組合連合会畜産総合対策部 公益社団法人中央畜産会 一般社団法人日本草地畜産種子協会 一般社団法人日本科学飼料協会
試験研究機関	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 上越研究拠点
農政局	北陸農政局新潟県拠点 北陸農政局富山県拠点 北陸農政局石川県拠点 北陸農政局福井県拠点 北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課 北陸農政局生産部（生産振興課、環境・技術課、畜産課）